

○救慰金制度の実施について

(昭和 47 年 6 月 28 日岡務第 618 号／岡会第 318 号／岡監第 149 号警察本部長例規)

**改正** 平成 13 年 7 月岡務第 5048 号

平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号

令和 2 年 9 月 9 日岡務第 654 号、岡監第 291 号、岡会第 420 号

各部・課・室・隊・校・署長

警察官の家族が、警察官の職務執行に基因して、他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合における警察庁長官からの救慰金の授与については、さきに通達したところであるが、このたび県においても、これと同趣旨の制度が設けられたので、部下職員に周知徹底をはかり、士気の高揚につとめられたい。

記

1 救慰金を授与する場合

救慰金は、警察職員の正当な職務執行に直接起因して、当該警察職員の配偶者、父母又は子が他人から危害を加えられ、そのため死亡し、又は重い身体障害が残り、しかも警察庁長官から救慰金が授与された場合に、警察本部長が当該警察職員に授与する。

2 救慰金の額

救慰金の額は、警察庁長官が授与する額と同額とする。

3 救慰金授与の要件

(1) 当該加害者行為が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 警察職員の正当な職務執行に伴う怨恨による加害行為

イ 警察職員の正当な職務執行を妨害又はけん制する意図による加害行為

(2) 被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

ア 死亡した場合

イ 重い身体障害(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 29 条第 2 項に規定する第 1 級から第 6 級までの等級に該当する身体障害をいう。)が残る場合

(3) 被害者が、当該警察職員の配偶者又は同居の父母若しくは子(当該警察職員が単身赴任している場合の別居の父母又は子及び遊学のため別居中の子を含む。)のいずれかであること。

(4) 当該警察職員の職務執行に違法又は著しい不当行為が認められたときその他救慰金を授与することがふさわしくないと警察本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

4 報告

所属長は、救慰金の支給要件に該当すると認められる事案が発生したときは、救慰金事案発生報告書(別記様式)に医師の診断書を添え、すみやかに警察本部長(警務部警務課)に報告すること。

なお、この報告書は、警務部警務課において、報告書を受理した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

#### 5 実施期日

この制度は、昭和47年6月26日から実施する。

#### 別記様式

救慰金事案発生報告書

[別紙参照]